

平成2年人事院公示第8号 新旧対照表（平成30年人事院公示第3号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前																																	
<p>人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平均給与額の改定に用いるべき率及び平均給与額の計算について用いるべき率に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間 の 区 分</th> <th>率（単位%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年6月30日以前</td> <td><u>147</u>（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、<u>139</u>）</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで</td> <td><u>139</u></td> </tr> <tr> <td>平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで</td> <td><u>136</u></td> </tr> <tr> <td>平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		期 間 の 区 分	率（単位%）	昭和60年6月30日以前	<u>147</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、 <u>139</u> ）	昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで	<u>139</u>	平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで	<u>136</u>	平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで	（略）	平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで	（略）	平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで	<u>126</u>	平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	（略）	<p>人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の2第1項及び人事院規則16—0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平均給与額の改定に用いるべき率及び平均給与額の計算について用いるべき率に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間 の 区 分</th> <th>率（単位%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年6月30日以前</td> <td><u>146</u>（補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、<u>138</u>）</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで</td> <td><u>138</u></td> </tr> <tr> <td>平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで</td> <td><u>135</u></td> </tr> <tr> <td>平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで</td> <td><u>125</u></td> </tr> <tr> <td>平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		期 間 の 区 分	率（単位%）	昭和60年6月30日以前	<u>146</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、 <u>138</u> ）	昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで	<u>138</u>	平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで	<u>135</u>	平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで	（略）	平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで	（略）	平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで	<u>125</u>	平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	（略）
期 間 の 区 分	率（単位%）																																		
昭和60年6月30日以前	<u>147</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、 <u>139</u> ）																																		
昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで	<u>139</u>																																		
平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで	<u>136</u>																																		
平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで	（略）																																		
平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで	（略）																																		
平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで	<u>126</u>																																		
平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	（略）																																		
期 間 の 区 分	率（単位%）																																		
昭和60年6月30日以前	<u>146</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受けていた職員を除く。）に係る補償については、 <u>138</u> ）																																		
昭和60年7月1日から 平成61年3月31日まで	<u>138</u>																																		
平成61年4月1日から 平成62年3月31日まで	<u>135</u>																																		
平成62年4月1日から 平成63年3月31日まで	（略）																																		
平成63年4月1日から 平成元年3月31日まで	（略）																																		
平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで	<u>125</u>																																		
平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	（略）																																		

平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで	
平成5年4月1日から 平成6年3月31日まで	<u>110</u>
平成6年4月1日から 平成7年3月31日まで	<u>108</u>
平成7年4月1日から 平成8年3月31日まで	<u>106</u>
平成8年4月1日から 平成9年3月31日まで	(略)
平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで	(略)
平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで	<u>100</u>
平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで	<u>98</u>
平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで ) 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	(略)
平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	<u>101</u>
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	<u>101</u>
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで ) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	(略)
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	<u>100</u>

平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで	
平成5年4月1日から 平成6年3月31日まで	<u>109</u>
平成6年4月1日から 平成7年3月31日まで	<u>107</u>
平成7年4月1日から 平成8年3月31日まで	<u>105</u>
平成8年4月1日から 平成9年3月31日まで	(略)
平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで	(略)
平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで	<u>99</u>
平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで	<u>98</u>
平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで ) 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	(略)
平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	<u>100</u>
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	<u>100</u>
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで ) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	(略)
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	<u>100</u>

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

100